

実家が空き家にな っていませんか？

空き家の利活用セミナー と無料相談会

空き家を持
っているが
管理に困っている。

相続した空き家の
近隣住民から
苦情が来るが
どうしたら良い？

空き家を
手放さずに
活用できない？

親が施設入居
することになり
実家に誰もいなくなるが
どうしたら良い？

空き家のままで
税金が高くなると
言うのは本当？

講演「空き家利活用のための実際と税金」

講師：行政書士 税理士

11/23 **祝金** **13:00～15:30**

予約不要 無料

会場

青梅福祉センター2階ホール
青梅市東青梅1-177-3(東青梅駅徒歩5分)



空き家の利活用セミナーと無料相談会に関するお問合せ

東京都行政書士会



03-3477-2881

9:00～17:00(土・日・祝日除く)

主催：東京都行政書士会
共催：東京都行政書士会多摩西部支部
空家問題サポートセンター
(空家対策特別委員会)
後援：東京都青梅市

こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の
活用

遺言書の
作成

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが、
開業の届けはどうするの？

各種許認可
申請

相続した
空き家の
利活用

親の家を相続することになったが、住む予定はない。
何か活用できないか？

空き家をリフォームして賃貸したいが、
費用が高額になりそうだ。どうしよう？

補助金等
申請

あなたのお悩み行政書士が 解決いたします！

空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会
市民相談センター

☎ 03-5489-2411

電話相談 12:30～16:30(土・日・祝日除く)

ホームページ <http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。事案処理は有料となる場合がございます。

行政書士は街の法律家。

権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手續の専門家です。

遺言書の作成、相続手續のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

「平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。